

平成24年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 行政事務の執行についての監査（行政監査）
- 2 監査のテーマ 契約事務における積算額及び履行確認等の業務品質管理について
- 3 監査対象 都市整備部市街地整備・公園課
- 4 監査実施期間 平成24年12月 7日から平成25年 2月 5日まで
- 5 監査結果報告 平成25年 3月29日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【都市整備部市街地整備・公園課 都市公園等施設管理業務（維持修繕等）委託】

<p>(1) 委託現場への立入りや確認について ア 地元調整の結果等重要な作業内容について監督、検査、検収、立会いを行った場合は、記録を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 4月 1日 監査結果を踏まえ平成25年度から、立会いや現場における詳細な指示を行った場合には、日時・場所・内容の記録を行っている。また、受注者側にも立会い状況を写真に収め、報告書に添付するよう指示し履行している。</p>
<p>イ 現場で履行状況の実態把握を行い、牽制を働かすこと。牽制する目的をもって職員による委託現場への立入りや確認を行い、チェックリスト等を作成して立入りした記録を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 4月 1日 監査結果を踏まえ平成25年度から、新たに実施手順書を作成し業務品質レベルの確保を図っている。その中で、作業予定の報告を毎日行うことと定めているため、報告どおりの作業人員の確保が行われているか臨時的立入りによるチェックを行い記録している。</p>
<p>(2) 職員の能力向上について 契約の日常管理事務のマニュアル等を作成したり、職場研修（業務品質・原価見積・法的根拠など）を実施するなど契約事務における職員の能力向上に努めること。これを徹底しないと、多くのロスや事故、不正の発生の可能性が大であることを再認識すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成25年 9月30日 人材育成に向けて「全体の底上げ・ノウハウの伝承」が図られるような体制作りと職場研修の充実に努める。</p> <p>【継続努力】 平成26年 3月28日 係会議等の充実化を通じて、個々の職員が持つ業務情報の共有化を図り、個人が持つ知識や知見の継続性が確保されるような体制作りと、職場研修を引き続き実施し、管理業務の安定した品質確保に努める。</p>